

令和4年度第4回 東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）【基本研修のみ】実施要項

1 基本研修の概要

（１）目的

平成24年度から施行された介護職員等によるたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）の実施の制度化について、都内の居宅系事業所等において、たんの吸引等を必要とする特定の者（特定の個人）に対して、医師、看護職員との連携の下により安全に実施するため、たんの吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的として、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）（以下「特定の者対象研修」という。）を実施します。

（２）実施主体及び研修実施機関

- ・実施主体：東京都福祉保健局（以下「都」という。）
- ・研修実施機関：公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が都より委託を受けて実施します。

（３）研修対象者

以下の①～⑤の条件を満たす方が対象です。

- ①東京都内施設・事業所（下記の研修対象施設・事業種別一覧参照）に所属し、特定の者を対象にたんの吸引等を行う介護職員等であること。
- ②実地研修を行う特定のご利用者がいること。
- ③ご利用者のかかりつけ医等の医師から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認を受けることのできる）介護職員等であること。
- ④実地研修の同意書にご利用者、又はそのご家族による署名等が原則できること。
- ⑤基本研修を2日間受講ができること。

（４）研修対象施設・事業種別一覧

分野	事業形態	事業種別
高齢者	在宅系サービス	・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
障害者	施設	・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 ・障害児施設（医療機関を除く） 等
	在宅系サービス	・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

※高齢者分野の短期入所生活介護事業所や介護老人福祉施設等に所属し、不特定多数の利用者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等は、「不特定多数の者対象の研修」を受講してください。

※医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

(5) 基本研修受講の流れ

① 基本研修の受講

基本研修は、たんの吸引等を実施するために必要な基礎知識について、講義及び演習で学びます。

ア 講義（概論）

障害児・者や高齢者の地域生活を支える法制度等について学びます。

イ 講義（たんの吸引、経管栄養）

たんの吸引、経管栄養の仕組みや手順等についての基礎知識を学びます。

ウ 演習（たんの吸引、経管栄養）

講義受講の後に、たんの吸引、経管栄養の実施手順のビデオの視聴等により、実地研修に臨むための基礎力を養成します。

エ 評価（たんの吸引、経管栄養）

たんの吸引、経管栄養の各講義・演習の終了後、基礎知識が習得できたかどうかを確認するための筆記試験（各15分程度、択一式）を行います。

筆記試験において総正解率9割以上が合格となります。

② 研修課程修了確認書の交付

基本研修を受講し、評価（筆記試験）で合格した方に、研修修了確認書を交付します。実地研修への申込は、「確認書」受領後より申込可能です。

※実地研修の受講申込は、別途必要となります。

2 研修カリキュラム

< 1 日目 >

科 目	内 容	時間
①概論 (重度障害児・者等の地域生活等に関する講義)	・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活等	2 時間
②経管栄養(講義)	・健康状態の把握 ・感染予防 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等	3 時間
③経管栄養(演習)	・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻)	30 分
④経管栄養(評価)	筆記試験 (択一式)	15 分

< 2 日目 >

科目	内 容	時間
⑤たんの吸引(講義)	・呼吸について ・呼吸異常時の病状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等	3 時間
⑥たんの吸引(演習)	・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部)	30 分
⑦たんの吸引(評価)	筆記試験 (択一式)	15 分

※原則、すべてのカリキュラムを受講していただきますが、一部例外があります。ご不明な点については、担当までお問い合わせください。

3 基本研修の日程及び会場

同一日程で希望者が多い場合は調整させていただきますので、予めご了承ください。

日程名		基本研修日時		募集 定員	会 場
1	H 日程	1 日目	令和 5 年 2 月 1 2 日 (日) オリエンテーション 9 : 5 0 ~ 1 0 : 0 0 講義・演習・評価等 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 4 0 (受付 9 : 3 0 ~)	1 5 0 名	あいおいニッセイ同和損 保新宿ビル
		2 日目	令和 5 年 2 月 1 3 日 (月) オリエンテーション 1 2 : 4 0 ~ 1 2 : 4 5 講義・演習・評価等 1 2 : 4 5 ~ 1 6 : 4 0 (受付 1 2 : 1 5 ~)		
2	I 日程	1 日目	令和 5 年 2 月 2 0 日 (月) オリエンテーション 9 : 5 0 ~ 1 0 : 0 0 講義・演習・評価等 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 4 0 (受付 9 : 3 0 ~)	1 5 0 名	利用駅：J R 線・小田急 線・京王線新宿駅／地下 鉄都営大江戸線・都庁前 駅
		2 日目	令和 5 年 2 月 2 1 日 (火) オリエンテーション 1 2 : 4 0 ~ 1 2 : 4 5 講義・演習・評価等 1 2 : 4 5 ~ 1 6 : 4 0 (受付 1 2 : 1 5 ~)		

※「様式 1 - 1 (基本研修のみ受講推薦書兼受講申込書)」の「基本研修受講希望日程」欄には、第 2 希望
まで日程を選び、記入してください。受講決定者の受講日程については、財団が申込書類を確認し、都が
決定の上、受講決定通知でお知らせします。

※終了時間は若干前後することがございますので、あらかじめご了承ください。

4 受講申込

(1) 提出期限

令和4年12月23日（金曜日）＜消印有効＞

(2) 申込必要書類

種別	書類名	留意事項等
提出書類 (省略不可)	① 基本研修のみ受講推薦書 兼受講申込書 (様式1-1)	事業所単位で推薦・受講申込みをしてください。 ※介護職員等とは、 <u>ご利用者のかかりつけ医等の医師から、 ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認を受けることのできる）介護職員等</u> とします
	②通知送付先宛名票	受講の可否についての書類一式をお送りする住所等を記入して提出してください。※返信用封筒は不要です。

(3) 書類の送付方法及び送付先

① 送付方法

「4 受講申込（2）申込必要書類」の①と②の書類及び別添「提出書類一覧表」を同封し、郵送でご提出ください（封書の左端に「基本研修のみ申込み」と朱書する、又は本研修申込用の「申込用宛先票」を使用してください。）。

なお、FAXやメール等による提出は受け付けておりません。

② 送付先 ※「申込用宛先票」をご利用ください。

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人 東京都福祉保健財団

人材養成部 福祉人材養成室 たんの吸引担当 宛

(特定)基本研修申込書 在中

※各様式の記入の際には、記入例（様式1-1）等を参考に作成してください。

申込書類が揃っていない場合や書類に不備がある状態では申し込みは受け付けできません。

5 受講決定通知の送付

各受講者の受講日程を決定し、令和5年1月中旬（予定）頃、財団より施設・介護事業所等宛に受講票等を送付します。受講申込者が多数の場合には、受講できないこともありますのでご了承ください。

6 参加費用

研修への参加費用は東京都が負担しているため無料です。ただし、会場への往復の交通費、昼食代、実地研修に係る費用（評価票作成に対する謝金は除く）等の諸費用は、各自でご負担願います。

7 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営及び認定特定行為業務従事者の認定並びに登録特定行為事業者の登録以外の目的に利用することはありません。

8 問い合わせ先

本研修の問い合わせは、財団ホームページに掲載されている質問票を用いて、下記の各番号へ F A X をお願いいたします。

公益財団法人 東京都福祉保健財団

人材養成部 福祉人材養成室（たんの吸引担当）

（電話） 0 3 - 3 3 4 4 - 8 6 2 9 （F A X） 0 3 - 3 3 4 4 - 8 5 9 3

参考1

基本研修の申込から修了までの流れ

